

次世代法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日～2027年3月31日

2. 目標と取組内容・実施期間

目標1

年次有給休暇の半日取得導入で取得率を向上させる。

<実施期間・取組内容>

- ・2022年4月～ 年次有給休暇取得の現状を把握する
年次有給休暇の取得日数を年間5日以上とする

目標2

育児休業取得率100%を維持する。

<実施期間・取組内容>

- ・2022年4月～ 対象職員を把握し、制度の周知を実施
育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境整備に努める

目標3

介護休業等について周知することにより、介護休業等の利用者5人以上を目指す。

<実施期間・取組内容>

- ・2022年4月～ 職員に介護休業等に関するアンケート調査を実施する
- ・2022年8月～ 管理職を対象として介護休業等の取得に関する制度や支援の方法について研修を行う
- ・2022年8月～ 社内ハンドブックを作成し、職員への周知を図る